26　第十七項から前項までに定めるもののほか、第十六項の所轄税務署長が同項の金融商品取引業者等の営業所の長を経由して同項各号に定める書類又は書面の交付をする際に当該所轄税務署長が当該金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報に関する事項、金融商品取引業者等が未成年者口座につき備え付けるべき帳簿に関する事項、未成年者口座開設届出書の提出をした個人がその提出後当該未成年者口座開設届出書に記載した事項を変更した若しくは変更する場合又は出国をする場合における届出に関する事項その他第一項から第十六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

27　金融商品取引業者等は、その年において当該金融商品取引業者等の営業所に開設されていた未成年者口座がある場合には、財務省令で定めるところにより、当該未成年者口座を開設した居住者又は恒久的施設を有する非居住者の氏名、住所及び個人番号、その年中に当該未成年者口座において処理された上場株式等の譲渡の対価の額、当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の配当等の額その他の財務省令で定める事項を記載した報告書を作成し、その年の翌年一月三十一日までに、当該金融商品取引業者等の当該未成年者口座を開設する営業所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

28　未成年者口座において処理された上場株式等の譲渡又は未成年者口座内上場株式等の配当等に係る所得税法第二百二十四条、第二百二十四条の三及び第二百二十五条の規定の特例その他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

29　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二十七項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該報告書を提出する義務がある者に質問し、その者の未成年者口座及び当該未成年者口座における上場株式等の取扱いに関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

30　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二十七項の報告書の提出に関する調査について必要があるときは、当該調査において提出された物件を留め置くことができる。

31　国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第二十九項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

32　第二十九項及び第三十項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

33　前項に定めるもののほか、第三十項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十九条第一項中「この項、第六項及び第七項」を「この条」に、「。第四項」を「。第四項第一号」に、「（第四項」を「（同号」に改め、同条第二項中「に、同項」を「又は修正申告書（所得税法第百五十一条の二第一項の規定により提出するものに限る。次項において同じ。）に、前項」に改め、同条第三項中「確定申告書」の下に「若しくは修正申告書」を加え、同条第四項を次のように改める。

4　次の各号に掲げる者が第一項に規定する課税価格の計算の基礎に算入された資産の譲渡について同項の規定を適用することにより、当該譲渡をした者の確定申告書又は決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等につき修正申告書の提出又は同法第二十四条若しくは第二十六条の規定による更正（以下この項及び第九項において「更正」という。）があつた場合には、その申告又は更正後の課税標準等又は税額等）が過大となる場合には、その者は、それぞれ当該各号に定める日まで、税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

一　当該資産の譲渡をした日の属する年分の確定申告期限の翌日から相続税申告期限までの間に相続税申告書の提出（第六十九条の三第五項第一号（第七十条第九項において準用する場合を含む。）の規定により第二条第三項第一号に規定する期限内申告書とみなされるものの提出を含む。以下この号において「相続税の期限内申告書の提出」という。）をした者（当該確定申告期限までに既に相続税申告書の提出をした者及び当該相続税の期限内申告書の提出をした者を除く。）　当該相続税の期限内申告書の提出をした日の翌日から二月を経過する日

二　当該資産の譲渡をした日以後に当該相続又は遺贈に係る被相続人（包括遺贈者を含む。）の当該相続の開始の日の属する年分の所得税につき所得税法第六十条の三第六項前段の規定の適用があつたことにより同法第百五十三条の三第一項の規定による更正の請求に基づく更正があつた者　当該更正があつた日の翌日から四月を経過する日

第三十九条第五項中「「確定申告書」」を「「確定申告書又は修正申告書（所得税法第百五十一条の二第一項の規定により提出するものに限る。次項において同じ。）」に、「「更正請求書」」を「「更正請求書」」に、「「、確定申告書」を「、確定申告書若しくは修正申告書」に、「次項に規定する相続税の期限内申告書の提出をした日の翌日から二月以内」を「次項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める日まで」に、「ない確定申告書」を「ない確定申告書若しくは修正申告書」に、「当該二月以内」を「同日まで」に改め、同条第七項中「第五十九条第一項」の下に「又は第六十条の三第一項」を、「受けた資産」の下に「（同条第六項前段の規定の適用を受けたものを除く。）」を加える。

第四十条の三の二第一項中「第四十二条の四第十二項第五号」を「第四十二条の四第六項第四号」に改める。

第四十条の四第三項中「外国法人」を「法人」に、「この項において「統括業務」を「この条において「統括業務」に改め、同条第四項第一号中「配当等の額（」の下に「法人税法第二十三条第一項第二号に掲げる金額を含むものとし、」を加え、「法人税法」を「同法」に改め、同条第七項中「、政令で定めるところにより」を削り、「資料」の下に「（次項において「資料等」という。）」を加え、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　税務署長は、前項の書面の添付がない確定申告書の提出があり、又は同項の資料等の保存がなかつた場合においても、その添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び資料等の提出があつた場合に限り、第三項又は第五項の規定を適用することができる。

9　特定外国子会社等が統括業務を行うものとして政令で定めるものに該当することにより、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象金額につき第三項の規定の適用を受ける場合における第七項の規定の適用については、同項中「書面」とあるのは「書面（統括業務の内容その他の財務省令で定める事項を記載した書類を含む。次項において同じ。）」と、「資料（」とあるのは「資料（統括業務に係る書類として財務省令で定めるものを含む。）」とする。

第四十条の七第一項中「第八項」を「第九項」に改め、同条第四項第一号中「配当等の額（」の下に「法人税法第二十三条第一項第二号に掲げる金額を含むものとし、」を加え、「法人税法」を「同法」に改め、同条第七項中「資料」の下に「（次項において「資料等」という。）」を加え、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「及び第七項」を「、第七項及び第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　税務署長は、前項の書面の添付がない確定申告書の提出があり、又は同項の資料等の保存がなかつた場合においても、その添付又は保存がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面及び資料等の提出があつた場合に限り、第三項又は第五項の規定を適用することができる。

第四十一条第一項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十一年六月三十日」に改め、同条第三項第二号及び第五号並びに第四項第二号中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改め、同条第十項中「平成二十九年十二月三十一日までの間（」を「平成三十一年六月三十日までの間（」に、「平成二十九年十二月三十一日までの間）」を「同月三十日までの間）」に改め、同条第十一項第一号及び第三号並びに第十二項中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。

第四十一条の二第三項第三号中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。

第四十一条の三の二第一項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十一年六月三十日」に改め、同条第四項第一号中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改め、同条第五項中「平成二十九年十二月三十一日」を「平成三十一年六月三十日」に改め、同条第十四項第二号中「平成二十九年」を「平成三十一年」に改める。